

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年10月9日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 2.8—フェーズ2の修正は、「二重金利」(dual rate)制度に適用されるか

##### 質問

フェーズ2の修正は、「二重金利」制度に適用されるでしょうか。

##### 回答

はい、代替金利への変更が金融指標改革の直接の結果として要求されるとみなされる場合には、適用されます。

二重金利制度とは、次のものをいいます。

- 市場で用いられている共通の金利指標は、金融安定理事会 (FSB) の勧告に完全に従って設計されたものではないが、予見可能な将来において継続される。
- FSB に完全に準拠した金利が設定または推奨され、企業は、FSB に準拠したこの代替金利を特定の金融商品に適用することを推奨されているが、要求されていない。

二重金利制度では、少なくとも2つの金利指標が同時に存在するため、企業は、すべての既存の金融商品について新しい指標金利に移行することを要求されない可能性があります。しかし、これは、一部の制度では異なる可能性があります(例えば、企業は、デリバティブ商品については代替金利への移行が要求されるが、非デリバティブの金融資産および金融負債には要求されない可能性があります)。

##### 救済措置の範囲

フェーズ2の修正は、金利指標改革の結果としての金融資産または金融負債の契約上のキャッシュ・フローの変更に応用されます。「金利指標改革」とは、FSBの2014年7月報告書「主要金利指標の改革」に示された提言によってもたらされた、金利指標の代替金利への置換えを含む市場全体の金利指標改革を指します。

PwCは、企業が完全にFSBに従った指標金利への移行を要求されていない状況であっても、(他のすべての要件が満たされている場合)金融資産または金融負債の条件変更は金利指標改革の直接の結果として要求されるとみなすことができ、フェーズ2の救済措置の適用要件を満たすと考えています。フェーズ2の修正は、市場全体を対象とした金利指標改革に適用されます。金利指標の代替指標への置換えは、金利指標改革の一つの例ですが、必要条件ではありません。PwCは、FSBの勧告に従うために開発された金利指標が特定の市場において設けられ、企業が強制的または任意で新しい金利指標に移行する場合、フェーズ2の修正の範囲が適用されると考えます。IFRS第9号BC5.313項は、この見解を支持する形で、金利指標改革がIFRS第9号第6.8.2項の記述と整合的であることを条件に、実務上の便法が有効な改革を行う特定の方法に限定されるものではないと指摘しています。また、IASBは、フェーズ2の修正の対象には、改革自体が強制でなくても、改革を実施するために必要である変更、すなわち改革の直接の結果として要求される変更が含まれると指摘しました。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

In depth

1



当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。